

## 機関誌の編集に関する申し合わせ

2014年5月14日制定

1. 機関誌の原稿の評価，選定，編集に関しては編集長がその責を負う。
2. 編集長は，商業的，組織的，個人的な利益の追求が編集上の決定に影響しないよう，機関誌の内容に関して誠実性と公正性を保証する。
3. 学術委員会は編集長の決定が不相当と判断した場合，決定の変更を求めることができる。
4. この申し合わせの変更は，諸規則制定に関する規定第4条（5）に従ってなす。

### 附 則

1. この申し合わせは2014年5月14日に制定し，2014年4月1日から施行する。